

【ポスター発表】

生活保護ケースワーカーの現代的課題に関する研究

2004年度・2009年度福祉事務所全国一斉調査をふまえた現状の考察

○ 関西学院大学 高井 由起子 (2729)

中村又一(守口市福祉事務所・3109)

キーワード:生活保護、ソーシャルワーク、専門職

1. 研究目的

近年、生活保護を受給する世帯数、世帯人員とも終戦直後の混乱期を上回っている。特徴的なのは稼働年齢層と考えられる「その他世帯」について年々伸び率が上昇していることである。特に「その他世帯」のうちの単身世帯が際立った高い伸びを示している。これらの要因として、アメリカに端を発する世界的な恐慌等の影響により、派遣切りや雇止め等が増加したことで、職や住居を失うと同様の状態にある人々が増加したことが考えられる。一方で従来から生活保護受給者としては高齢、傷病・障害、母子世帯が8割以上を占めている。金銭給付のみでは解決できない複雑多岐にわたる生活課題を抱えた急増する被保護者に対して、現場のケースワーカーの増員はそれに比例しておらず絶えず職員不足の状況にある。

筆者の一人である高井は生活保護ケースワーカーの中でも、社会福祉士有資格の方々が対人援助に対してどのような意識を持っているか、また職務に対する負担感の有無を明確にすることにより、それらを改善するための方策について考察するための調査を2012年に実施した。今回はこれらの結果と、2004年度と2009年度の福祉事務所全国一斉調査をふまえ、生活保護ケースワーカーを取り巻く環境を中心として現状を考察することとした。

2. 研究の視点および方法

上記研究目的を研究の視点として、生活保護ケースワーカーへのインタビューの実施と、福祉事務所全国一斉調査の分析・考察を行なった。

まず、インタビュー調査の方法として2012年2月～9月現在、継続して4年以上生活保護ケースワーカー業務に従事している方に対し、インタビューを通して聞き取り調査を実施した。基本的属性として、①経験年数、②大学等での専攻、③資格、④前任部署、⑤年齢、性別、⑥担当数及び持ちケース数に対する負担感、を伺った。そして質問項目として①生活保護ケースワーカーとして、仕事のやりがいを感じる時、②仕事をする上でストレスを感じる時、③困難性を感じる時、④関係機関との連携についての意見、⑤被保護者に助言、指導を行ううえで特に配慮していること、⑥社会福祉に関する研修に対する意見、⑦身につけたい知識・技術、必要と思われる知識・技術、⑧生活保護ケースワーカーへの配置希望の有無(就任することに対する抵抗感の有無)、⑨異動希望の有無、⑩職場体制についての意見、⑪現行の生活保護制度含む、生活保護ケースワーカー業務に対する満足度とその理由、⑬生活保護ケースワーカーは社会福祉士であるべきかどうか、意見と

その理由、等について伺った。調査手順として、質問項目を事前に協力者に送付、後日、質問項目に従い筆者が直接聞き取りを行なった。そして了承を得られた場合のみ、インタビュー内容を録音した。録音の了承が得られない場合は、筆者がメモを取りながら内容を記録した。調査期間は2012年2月某日と8月某日、A県下4箇所、9月某日、B県下1箇所の福祉事務所にて、調査を実施した。9名からの協力を得ることができた。

そして生活保護ケースワーカーの全体的な状況を把握するため、生活保護ケースワーカーの現状と課題について、2004年度・2009年度の福祉事務所全国一斉調査の結果から考察を行った。

3. 倫理的配慮

インタビュー調査については、依頼書と質問項目を事前に協力者、そして必要に応じて部署の代表者に送付し、個人名や部署名を公表しないことを説明し、承諾を得た。また、調査結果については報告書を送付あるいは持参することで結果を開示する旨を伝えた。その他、本研究は本学会の研究倫理指針に基づいて実施している。

4. 研究結果

今回の社会福祉士の方への調査では、特に生活保護ケースワーカーとしてのやりがいについて、9名中、多くの方が「被保護者が自立されたとき」「自立して地域で生活されているとき」といった、被保護者の自立をあげていた。そして「法律や資源が効果的に活用できた時」「感謝されたり、自立に向かわれたり、少し仕事を始められたり、生活が安定するなど、ほぼ毎日、少しのことで喜びを感じることもある」という意見もあった。しかしながら3名の方が「特にない。やりがいを感じない」「やりがいはあまり感じない」という意見を持っていた。そしてその理由としては現在の業務の過酷さをあげていた。また、異動希望については9名中6名の方が「異動したい」という意見であった。一方、2004年度、2009年度の福祉事務所全国一斉調査の結果を見ると、生活保護ケースワーカー（常勤）の総数は13,881人であり2004年の調査の11,372人に比べると2,509人の増加となっていた。そして特に、市部福祉事務所が顕著に増加していた。また2009年度では初めて生活保護ケースワーカーの非常勤勤務者についても公表された。これを見ると郡部で36人、市部で619人となっていた。この背景には、急増する被保護者に対応していかなければならない状況があると考えられる。特に地方自治体では人件費の関係もあり、職員定数に対して現状に即した人員として採用することができず、苦肉の策として非常勤職員で対応していると考えられる。

5. 考察

生活保護ケースワーカーの方への調査結果、そして福祉事務所全国一斉調査の結果をみても、生活保護担当の査察指導員及びケースワーカーの状況について問題点が多く見られた。今後も現場の厳しい現状について考察を深め、よりよい生活保護制度の運用を図るための方策について推考していきたい。